

全国健康保険協会管掌健康保険  
現金給付受給者状況調査報告

平成 30 年度

全国健康保険協会

# 第一部 傷病手当金

# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険（法第 3 条第 2 項被保険者を除く。）の傷病手当金の受給者の状況を調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

## 2. 調査の対象

平成 30 年 10 月の傷病手当金受給者全員を調査対象としている。

## 3. 調査事項調査事項

受給者の性、年齢、標準報酬月額、傷病名、支給日数、支給金額、支給回数、支給期間及び事業所の状況。

## Ⅱ 調査結果の概要

調査対象件数は 106,333 件である。協会けんぽ月報の傷病手当金実績件数との差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

なお、この調査の疾病分類は社会保険表章用疾病分類表による。

### 1. 性別、年齢階級別の状況

性別別に支給件数の構成割合をみると、男性が 56.78%、女性が 43.22%であり、被保険者の男女の構成割合（平成 30 年 10 月時点）と比べると、女性の支給件数の構成割合がわずかに高くなっている。（表 1）

表1 性別別支給件数の構成割合

	支給件数割合 (%)		(参考)被保険者数割合 (%)	
	男性	女性	男性	女性
合計	56.78	43.22	60.06	39.94

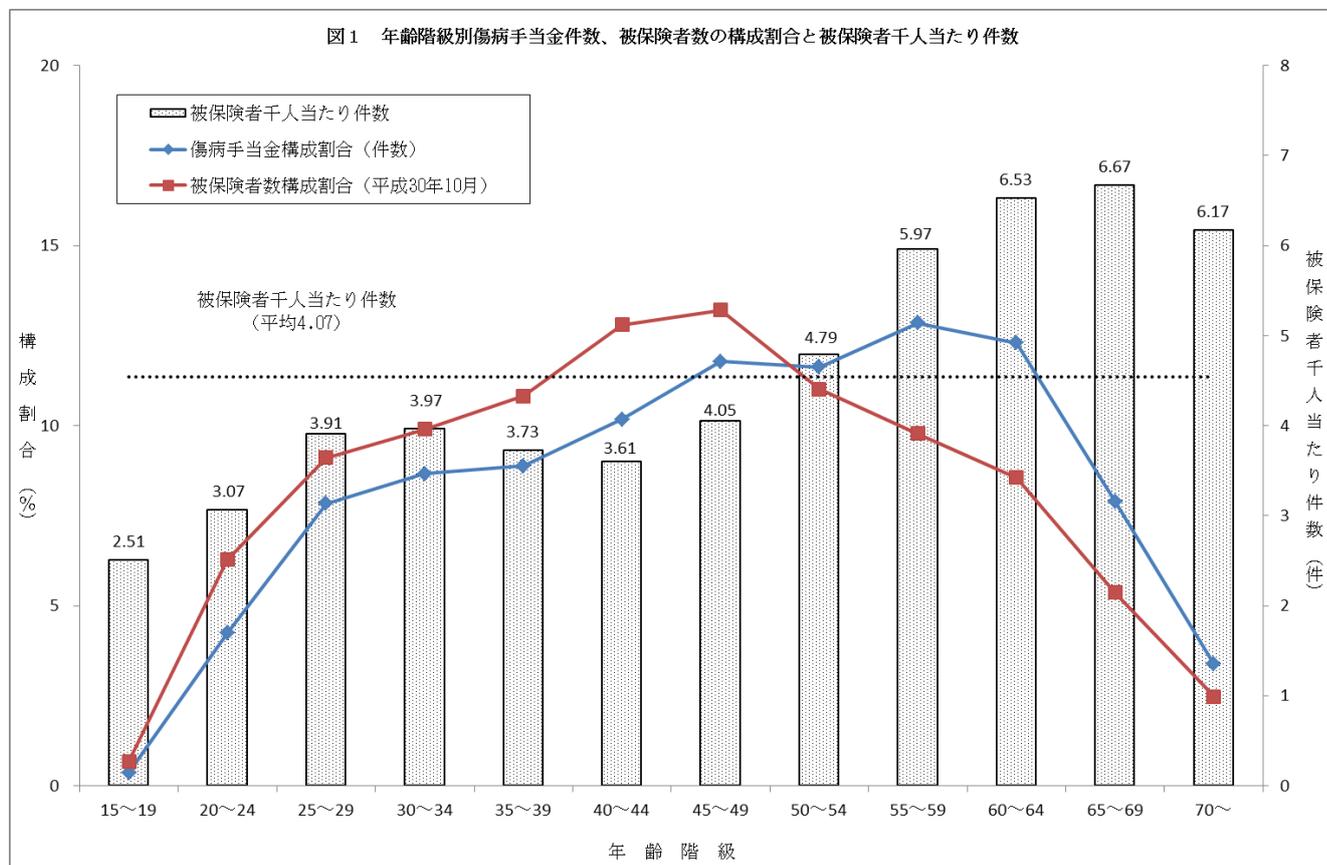
年齢階級別にみると、55～59 歳が 12.85%で最も高く、次いで 60～64 歳（12.30%）が高い。男女別では、男性は女性に比べて 50 歳以上の階級で高くなっている。

1 件当たり日数の平均は 33.53 日であり、男女別にみると、男性が 33.13 日、女性が 34.06 日となっており、女性の方が長くなっている。年齢階級別にみると、男性、女性ともに、おおむね年齢が高くなるに従い期間が長くなる傾向がみられ、男性では 70 歳以上で、女性では 55 歳以上で 35 日以上となっている。（表 2）

表2 性別・年齢階級別支給状況

	件数の割合 (%)			1 件当たり日数 (日)			1 件当たり金額 (円)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00	33.53	33.13	34.06	183,869	200,946	161,435
15～19歳	0.37	0.33	0.42	28.58	30.69	26.35	106,920	117,499	95,732
20～24歳	4.24	2.63	6.37	31.29	31.52	31.17	135,566	140,285	133,007
25～29歳	7.84	5.16	11.36	33.20	33.66	32.92	162,033	172,540	155,760
30～34歳	8.66	6.44	11.58	32.34	32.11	32.50	167,420	181,341	157,238
35～39歳	8.88	7.60	10.57	32.86	32.48	33.22	179,781	197,693	162,855
40～44歳	10.17	9.60	10.93	32.76	32.38	33.20	189,526	212,424	163,118
45～49歳	11.79	11.38	12.33	33.13	32.54	33.83	196,798	220,003	168,676
50～54歳	11.62	11.80	11.39	33.29	32.27	34.67	200,572	219,805	174,396
55～59歳	12.85	14.49	10.70	33.96	33.08	35.54	206,594	224,750	174,281
60～64歳	12.30	15.34	8.30	34.54	33.56	36.92	186,486	196,666	161,774
65～69歳	7.89	10.59	4.35	35.50	34.79	37.78	169,102	177,257	143,044
70歳以上	3.37	4.63	1.71	37.20	36.26	40.58	175,455	180,893	156,101

傷病手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者の年齢階級別構成割合(平成30年10月)と比較したものが図1であり、50歳未満では傷病手当金の支給件数の構成割合が低く、50歳以上では高くなっている。特に、60歳から64歳までの階級では被保険者の構成割合に比べ大幅に高くなっている。その結果、被保険者千人当たり件数は若い年齢で低く、年齢が高くなるに従い増加し、65歳以降は緩やかな減少傾向となっている。



## 2. 傷病別の支給状況

傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害が29.09%で最も高く、次いで新生物(18.99%)、筋骨格系及び結合組織の疾患(11.06%)、循環器系の疾患(10.50%)、損傷・中毒及びその他の外因の影響(7.43%)となっている。男女別にみると、男女ともに精神及び行動の障害が高く、男性では26.71%、女性では32.21%となっている。(表3)

年度別に傷病手当金の受給の原因となった傷病別の件数の構成割合をみると、消化器系の疾患は、平成7年は14.64%であったが、平成30年は3.70%と大幅に減少しており、一方、精神及び行動の障害は、平成7年は4.45%であったが、平成15年には10.14%と10%を超え、平成30年には29.09%と大幅に増加している。(表4)

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を平成30年10月分の診療報酬明細書(以下「レセプト」と言う。)の傷病別における件数の構成割合(入院)と比較したものが図2である。新生物、精神及び行動の障害、筋骨格系・結合組織の疾患は傷病手当金が高く、呼吸器系の疾患、消化器系の疾患、腎尿路性器系の疾患の割合はレセプトが高くなっている。

機密性 1

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を年齢階級別にみると、精神及び行動の障害が55歳未満の各階級で最も割合が高く20～29歳では50%を超えるが、30歳以上は年齢が高くなるに従い減少している。逆に、新生物の割合は40歳未満の各階級で10%未満であるが、年齢が高くなるに従い増加し、55歳以上の各階級では最も割合が高くなり50～59歳で20%以上、60歳以上は30%以上となっている。(図3)

1件当たり日数を傷病別にみると、新生物が36.49日、循環器系の疾患が35.54日、精神及び行動の障害が34.64日と長く、一方、感染症及び寄生虫症が22.27日、呼吸器系の疾患が22.98日、消化器系の疾患が25.10日と短くなっている。(分析表第2表の2)

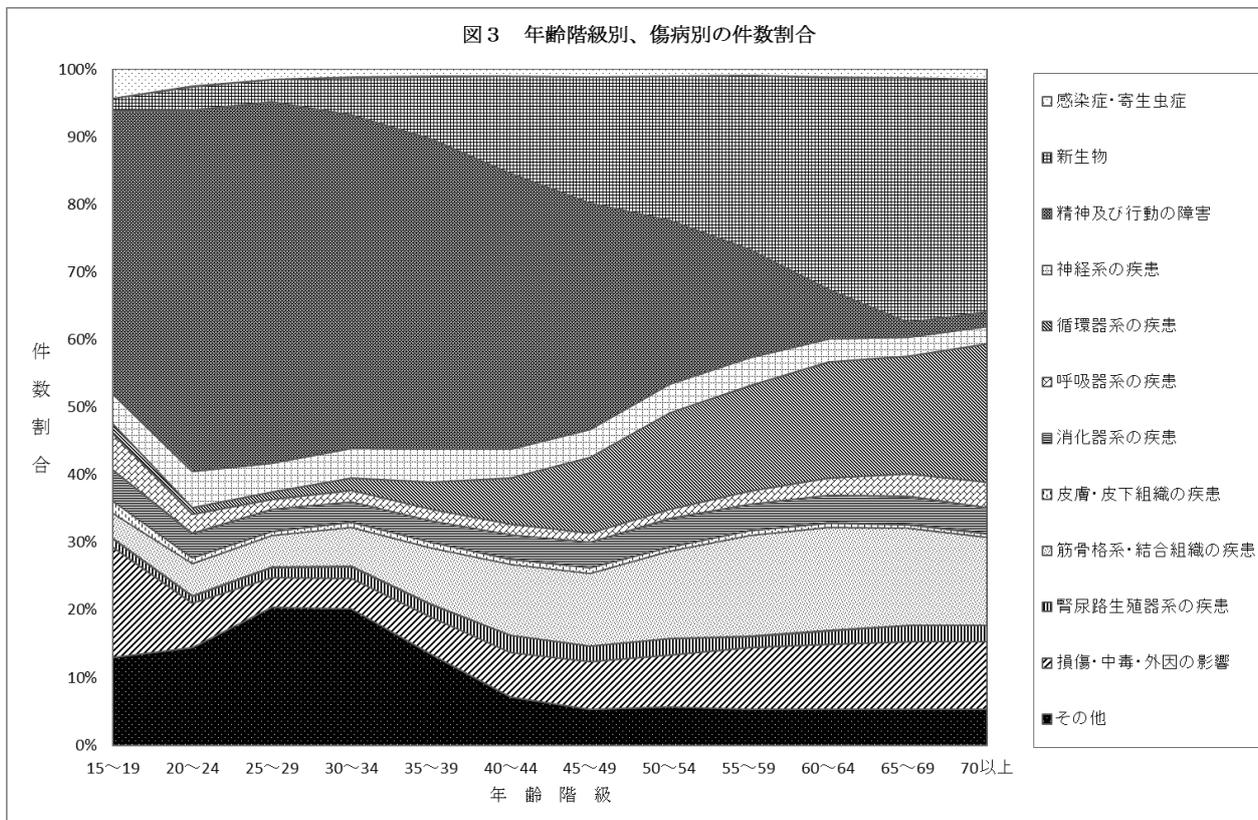
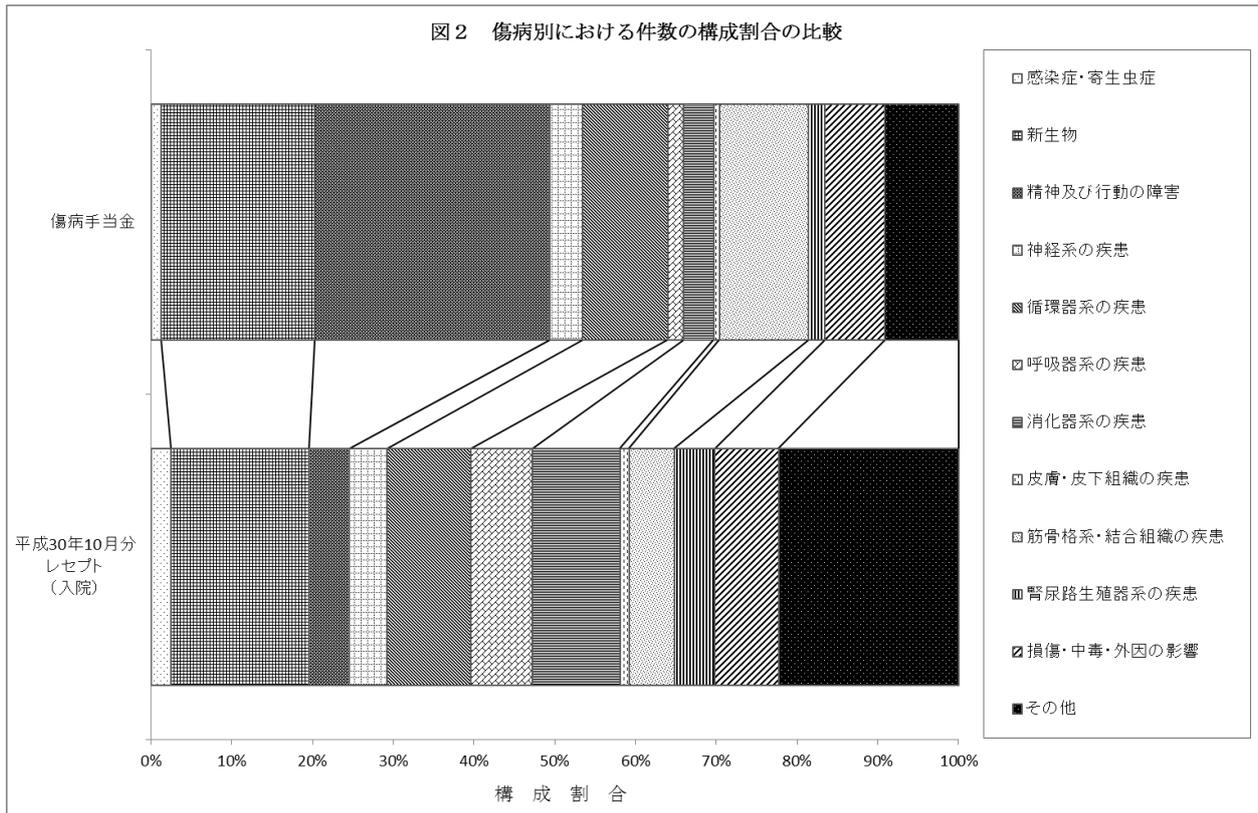
1件当たり支給金額を傷病別にみると、最も高いのは循環器系の疾患(203,015円)であり、最も低いのは感染症及び寄生虫症(117,082円)となっている。(分析表第2表の3)

表3 傷病別・性別・年齢階級別 件数の構成割合

	(%)		
	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	1.25	1.27	1.24
新生物	18.99	19.11	18.82
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.36	0.31	0.42
内分泌、栄養及び代謝疾患	1.62	2.00	1.13
精神及び行動の障害	29.09	26.71	32.21
神経系の疾患	4.10	4.27	3.87
眼及び付属器の疾患	1.14	1.45	0.73
耳及び乳様突起の疾患	0.66	0.52	0.84
循環器系の疾患	10.50	14.77	4.90
呼吸器系の疾患	2.01	2.36	1.54
消化器系の疾患	3.70	4.42	2.75
皮膚及び皮下組織の疾患	0.71	0.80	0.60
筋骨格系及び結合組織の疾患	11.06	11.24	10.82
腎尿路生殖器系の疾患	2.01	1.74	2.37
妊娠、分娩及び産じょく	4.26	0.00	9.86
周産期に発生した病態	0.01	0.01	0.02
先天奇形、変形及び染色体異常	0.19	0.16	0.23
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.91	0.89	0.93
損傷、中毒及びその他の外因の影響	7.43	7.97	6.73
特殊目的用コード	-	-	-

表4 傷病別 件数の構成割合

	平成7年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	3.21	2.98	2.89	2.03	1.57	1.19	1.40	1.25
新生物	14.79	18.02	20.59	21.09	20.40	19.75	19.19	18.99
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.69	0.72	0.41	0.32	0.35	0.34	0.37	0.36
内分泌、栄養及び代謝疾患	3.36	3.15	2.61	1.98	1.89	1.84	1.70	1.62
精神及び行動の障害	4.45	5.12	10.14	21.46	25.67	27.60	28.60	29.09
神経系の疾患	3.28	3.51	4.41	4.13	4.06	4.08	4.09	4.10
眼及び付属器の疾患	1.26	1.18	1.31	1.11	1.03	1.10	1.12	1.14
耳及び乳様突起の疾患	0.64	0.67	0.66	0.55	0.66	0.60	0.63	0.66
循環器系の疾患	15.24	15.86	15.24	13.45	11.54	10.81	10.65	10.50
呼吸器系の疾患	4.20	4.04	3.16	3.62	1.93	2.25	1.97	2.01
消化器系の疾患	14.64	11.19	7.40	4.83	4.23	4.16	3.98	3.70
皮膚及び皮下組織の疾患	1.24	1.23	1.03	0.69	0.74	0.65	0.65	0.71
筋骨格系及び結合組織の疾患	15.00	14.45	13.36	11.22	11.14	11.24	11.14	11.06
腎尿路生殖器系の疾患	3.21	3.06	2.55	1.98	2.08	1.91	1.94	2.01
妊娠、分娩及び産じょく	1.60	1.77	2.41	2.66	3.93	4.14	4.30	4.26
周産期に発生した病態	0.02	0.00	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01
先天奇形、変形及び染色体異常	0.80	0.76	0.68	0.26	0.29	0.17	0.21	0.19
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2.12	1.91	1.49	0.93	1.03	0.69	0.80	0.91
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10.24	10.38	9.63	7.68	7.45	7.44	7.25	7.43
特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-



### 3. 事業所の業態、規模別の支給状況

事業所の業態別に傷病手当金の件数の割合をみると、社会保険・社会福祉・介護事業（11.63%）、医療業・保健衛生（9.95%）が高くなっている。男女別にみると、男性ではその他運輸業（9.73%）、道路貨物運送業（9.70%）が高く、女性では社会保険・社会福祉・介護事業（20.56%）、医療業・保健衛生（19.13%）が高くなっている。傷病手当金の件数の割合を被保険者の業態別の構成割合と比較すると、その他の運輸業、医療業・保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業は傷病手当金の割合が高く、卸売業、公務、飲食料品以外の小売業は低くなっている。（分析表第3表）

産業大分類別に被保険者千人当たり件数をみたものが図4である。運輸業・郵便業、医療・福祉、鉱業・採石業・砂利採取業が高く、公務、不動産業・物品賃貸業、金融・保険業が低くなっている。

被保険者千人当たり件数を事業所の規模別にみると、件数割合では100～299人の規模が19.89%で最も高く、次いで500人以上（14.92%）、50～99人（14.45%）となっている。これを男女別にみると、男女ともに規模100～299人で最も高く、男性が17.99%、女性が22.39%となっている。（表5）

1件当たり日数は、規模が2人以下の事業所では39.63日と最も長く、30～49人の事業所では32.29日と最も短くなっている。（分析表第4表）

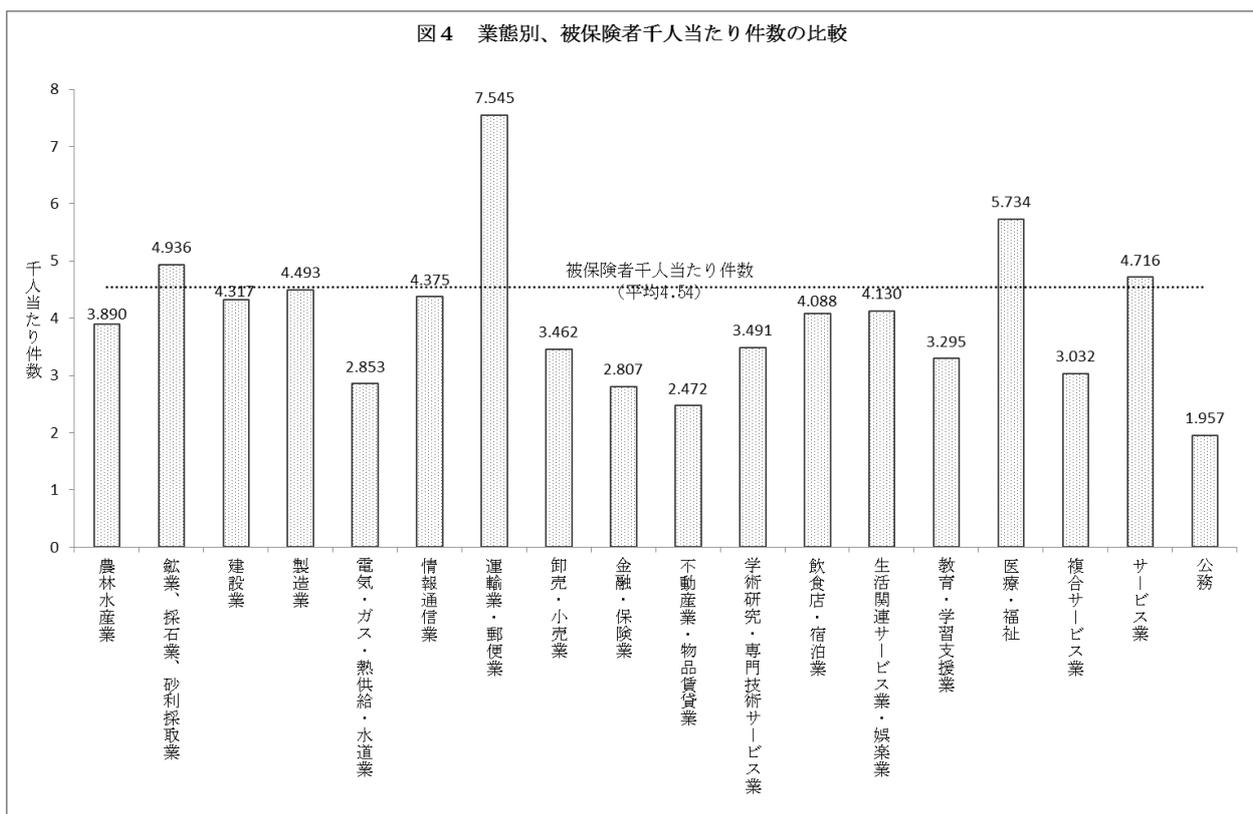


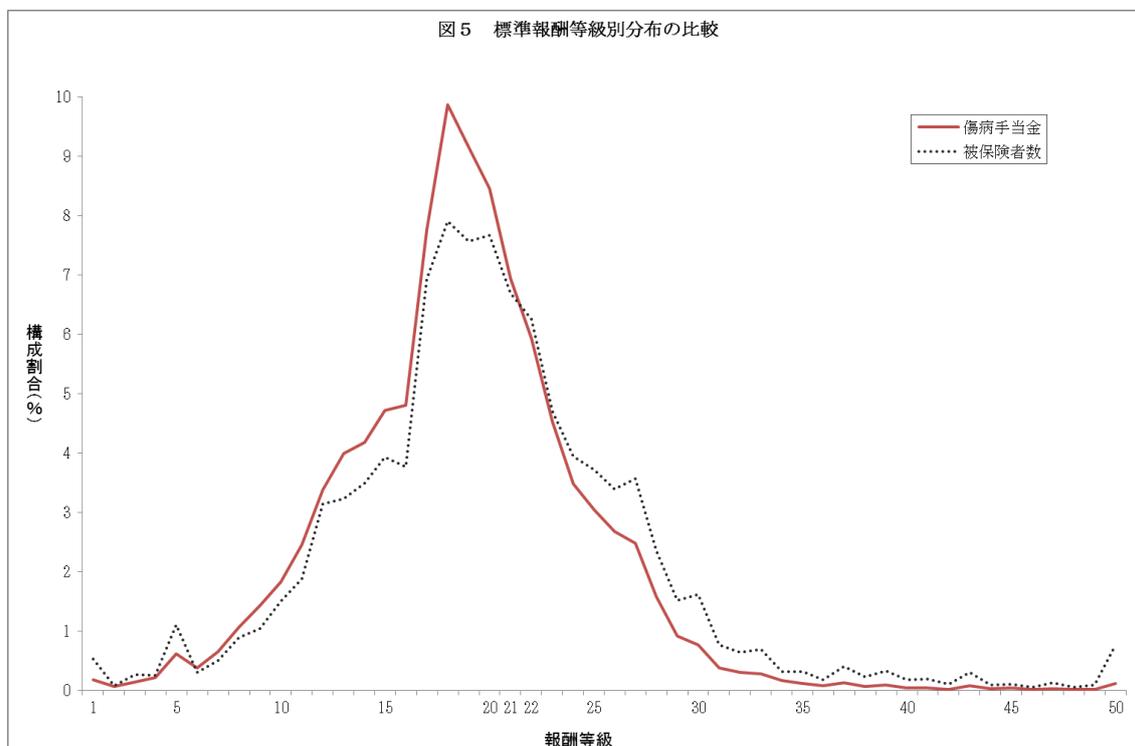
表5 事業所の規模別・性別 支給状況

	傷病手当金			(参考)
	総数	男性	女性	被保険者数
総数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	2.88	3.58	1.96	4.80
3・4人	3.20	3.74	2.50	5.16
4人以下(再)	6.08	7.32	4.46	9.96
5～9人	8.08	9.60	6.09	10.08
10～19人	11.67	13.60	9.13	11.84
20～29人	7.75	8.61	6.63	7.46
30～49人	10.43	11.34	9.23	9.23
50～99人	14.45	14.46	14.44	12.29
100～299人	19.89	17.99	22.39	17.18
300～499人	6.73	5.40	8.46	6.33
500人以上	14.92	11.69	19.16	15.63
1,000人以上(再)	8.69	7.02	10.89	9.35

4. 標準報酬等級別の支給状況

傷病手当金の支給件数について標準報酬等級別の構成割合をみると、18級(220千円)が9.87%で最も高くなっている。男女別にみると、男性は20級(260千円)が9.42%で最も高く、女性は18級(220千円)が10.98%で最も高くなっている。(分析表第6表)

被保険者の標準報酬等級別の分布と比較すると図5のようになり、傷病手当金の受給者は6級から21級までは被保険者の構成割合より概ね高くなっているが、22級以上では被保険者数の構成割合より低くなっている。



## 5. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数の割合をみると、31日（25.96%）、30日（16.13%）の割合が高くなっており、この両日数で4割強を占めている。1日当たりの金額をみると、支給日数が31日で5,843円と最も高くなっている。（表6）

表6 支給日数別 支給状況

日数階級	件数の割合	1日当たり金額
	(%)	(円)
総 数	100.00	5,483
1～10日	8.11	5,077
11～20日	12.49	5,211
21～29日	12.89	5,348
30日	16.13	5,702
31日	25.96	5,843
32～40日	5.82	5,322
41～50日	4.05	5,212
51～60日	3.02	5,264
61日以上	11.53	5,314

## 6. 支給期間別の支給状況

傷病手当金の支給期間（支給開始日から平成30年10月の申請の支給末日までの期間）別の支給状況をみたものが表7であり、平均支給期間は164.06日（約5.5ヶ月）となっている。

支給期間別の件数の割合は30日以下が22.58%と最も高く、31～60日が14.95%、61～90日が10.45%となっており、期間が長くなるに従い割合が低下する傾向がある。

支給期間を男女別にみると、平均支給期間は男性が172.96日、女性は151.42日となっており、男性のほうが長くなっている。

平均支給期間を傷病別にみると、精神及び行動の障害（212.16日）、神経系の疾患（190.40日）、循環器系の疾患（189.25日）が長く、一方、妊娠、分娩及び産じょく（55.36日）、周産期に発生した病態（55.73日）は短くなっている。男女別にみると、男性は精神及び行動の障害（213.79日）、神経系の疾患（199.41日）が長く、女性も同じく精神及び行動の障害（210.38日）、循環器系の疾患（179.37日）が長くなっている。（分析表第9表）

表 7 支給期間別 支給状況

	総 数		男 性		女 性	
	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
<b>総 数</b>	100.00	183,869	100.00	200,946	100.00	161,435
30日以下	22.58	86,019	20.67	96,033	25.09	75,185
31～60日	14.95	184,959	13.86	202,871	16.39	165,059
61～90日	10.45	226,544	10.28	242,325	10.69	206,602
91～120日	7.09	215,254	7.29	229,286	6.83	195,587
121～150日	5.38	216,567	5.68	231,682	4.99	193,957
151～180日	4.43	227,685	4.51	242,565	4.31	207,218
181～210日	4.30	217,559	4.48	235,573	4.06	191,484
211～240日	3.67	216,830	4.08	227,222	3.14	199,075
241～270日	2.97	217,886	3.25	228,447	2.60	200,567
271～300日	2.63	216,589	2.79	233,523	2.42	190,892
301～330日	2.65	216,124	2.87	233,039	2.35	188,982
331～360日	2.81	227,904	2.97	245,630	2.60	201,346
361～390日	2.67	219,156	2.82	234,734	2.48	195,815
391～420日	2.44	211,985	2.65	224,328	2.16	192,136
421～450日	2.49	213,463	2.67	229,562	2.26	188,423
451～480日	2.32	215,868	2.52	229,867	2.06	193,389
481～510日	2.05	207,940	2.23	222,248	1.82	184,851
511～540日	1.78	223,900	1.94	242,028	1.57	194,525
541日以上	2.33	210,050	2.43	219,854	2.18	195,680
平均支給期間（日）	164.06		172.96		151.42	

## 7. 減額支給の状況

傷病手当金は労務不能になってから3日間は支給されず、4日目から支給が開始される（健康保険法第99条）。また、出産手当金が支給された場合や、報酬の全部または一部を受けることができる場合には、全部または一部が支給停止される（同法第103条、第108条第1項）。さらに、厚生年金保険法による障害厚生年金や障害手当金を受給できるときにも同様の措置が設けられている（同法第108条第2項及び第3項）。

今回の調査客体のうち、傷病手当金の全部または一部が支給停止となっているものは47,310件であり、全体の44.49%となっている。支給日数（一部減額されて支給された日数を含む。）は1,458,257日であり、全額不支給の日数は199,649日となっている。また、減額金額（全額不支給となった金額は含まない。）は34億8463万円となっている。（表8）

表8 減額事由別 減額者への支給状況

減 額 事 由	件 数	日 数	金 額	減 額 金 額	不 支 給 日 数
			(千円)	(千円)	
総 数	47,310	1,458,257	7,379,144	3,484,626	199,649
初回請求で3日間の待機期間	35,136	1,052,910	5,473,042	312,082	136,913
報酬の一部支給	4,850	143,544	777,420	104,022	17,481
障害年金受給	593	24,200	82,395	635,356	273
障害手当金受給	1	3	12	-	62
老齢年金または退職共済年金受給	2,386	100,094	314,202	2,304,795	1,590
労災保険法の休業補償費	2	123	461	4	1
公害補償法の補償給付	-	-	-	-	-
その他	4,342	137,383	731,611	128,367	43,329

注1 「件数」は、減額期間または不支給期間がある者に係るものである。

2 「日数」は、一部減額されて支給された日数を含む。（全額不支給の日数は含まれない。）

3 「金額」は、支給された金額である。（一部支給の金額を含む。）

4 「減額金額」は、一部減額となった金額である。（全額不支給の金額は含まない。）

5 「不支給日数」は、全額不支給の日数である。

## 8. 資格喪失者及び現存者の支給状況

傷病手当金の支給件数のうち、資格喪失者に対するものは21,746件で全体の20.45%、現存者に対するものは84,587件で全体の79.55%となっている。

傷病別に資格喪失者、現存者の支給状況をみると、資格喪失者の件数の構成割合では精神及び行動の障害（50.80%）、新生物（12.69%）、循環器系の疾患（10.83%）が高くなっている。（分析表第10表）

傷病別に全体の件数に対する資格喪失者の件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害（35.71%）、神経系の疾患（26.93%）、循環器系の疾患（21.09%）が高く、妊娠、分娩及び産じょく（1.10%）、感染症及び寄生虫症（7.13%）、消化器系の疾患（7.38%）は低くなっている。（分析表第11表）

## 9. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の割合では東京が全国の 11.73%を占めていて最も高く、次いで大阪（8.56%）、愛知（6.07%）、福岡（5.71%）、北海道（4.58%）の順となっている。

被保険者千人当たり件数を都道府県別に比較すると、福岡（5.580 件）、長崎（5.420 件）、宮崎（5.248 件）が高く、富山（3.366 件）、山梨（3.852 件）、石川（3.902 件）は低くなっている。

平均支給期間をみると、長いのは東京（177.00 日）、神奈川（174.90 日）、岐阜（172.52 日）などであり、短いのは佐賀（141.70 日）、福井（144.51 日）、鹿児島（146.16 日）などとなっている。

全受給者に対する減額者の割合は、富山（54.59%）、島根（51.16%）、奈良（50.90%）の順で高くなっており、減額者の割合が低い順では、東京（40.75%）、神奈川（40.91%）、埼玉（41.59%）となっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、東京（24.41%）、鳥取（23.58%）、大阪（22.67%）の順で高くなっており、山口（13.55%）、秋田（15.10%）、佐賀（15.47%）の順で低くなっている。（分析表第 12 表）

都道府県別に全受給者の傷病別における件数の構成割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害、新生物の件数割合が高くなっており、精神及び行動の障害は東京（39.30%）、大阪（34.46%）、京都（34.02%）の順で高くなっている。（表 9）

また、資格喪失者の傷病別における件数の割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害の割合が最も高くなっており、東京、大阪、愛知など 18 都府県では、50%を超えている。（表 10）

表 9 都道府県別 件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	29.09	新生物	18.99	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.06
北 海 道	精神及び行動の障害	25.20	新生物	21.98	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.54
青 森	新生物	24.79	精神及び行動の障害	21.55	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.90
岩 手	新生物	23.87	精神及び行動の障害	23.69	循環器系の疾患	12.02
宮 城	精神及び行動の障害	24.52	新生物	20.33	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.51
秋 田	新生物	24.22	精神及び行動の障害	19.12	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.18
山 形	新生物	22.31	精神及び行動の障害	22.02	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.04
福 島	新生物	23.74	精神及び行動の障害	21.70	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.00
茨 城	精神及び行動の障害	22.60	新生物	22.04	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.23
栃 木	精神及び行動の障害	24.16	新生物	20.95	循環器系の疾患	11.97
群 馬	新生物	22.52	精神及び行動の障害	22.35	循環器系の疾患	11.61
埼 玉	精神及び行動の障害	27.13	新生物	19.21	循環器系の疾患	12.88
千 葉	精神及び行動の障害	27.91	新生物	19.47	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.85
東 京	精神及び行動の障害	39.30	新生物	15.53	循環器系の疾患	9.82
神 奈 川	精神及び行動の障害	31.95	新生物	17.76	循環器系の疾患	11.00
新 潟	精神及び行動の障害	27.56	新生物	22.03	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.27
富 山	精神及び行動の障害	24.27	新生物	19.86	循環器系の疾患	12.89
石 川	精神及び行動の障害	25.87	新生物	19.96	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.09
福 井	精神及び行動の障害	23.88	新生物	17.72	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.68
山 梨	精神及び行動の障害	29.60	新生物	20.83	循環器系の疾患	10.84
長 野	精神及び行動の障害	30.27	新生物	18.39	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.66
岐 阜	精神及び行動の障害	28.97	新生物	21.39	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.42
静 岡	精神及び行動の障害	25.00	新生物	19.91	循環器系の疾患	13.65
愛 知	精神及び行動の障害	33.51	新生物	17.62	循環器系の疾患	10.48
三 重	精神及び行動の障害	26.21	新生物	16.53	循環器系の疾患	11.96
滋 賀	精神及び行動の障害	32.93	新生物	19.02	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.28
京 都	精神及び行動の障害	34.02	新生物	18.46	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.40
大 阪	精神及び行動の障害	34.46	新生物	17.04	循環器系の疾患	10.12
兵 庫	精神及び行動の障害	29.18	新生物	19.51	循環器系の疾患	10.64
奈 良	精神及び行動の障害	27.43	新生物	18.68	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.66
和 歌 山	精神及び行動の障害	23.69	新生物	20.09	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.15
鳥 取	精神及び行動の障害	29.25	新生物	19.34	循環器系の疾患	11.64
島 根	精神及び行動の障害	25.17	新生物	20.52	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.45
岡 山	精神及び行動の障害	28.92	新生物	16.72	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.91
広 島	精神及び行動の障害	27.08	新生物	20.47	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.91
山 口	精神及び行動の障害	21.61	新生物	20.99	循環器系の疾患	12.05
徳 島	精神及び行動の障害	25.69	新生物	18.09	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.89
香 川	精神及び行動の障害	25.94	新生物	19.84	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.11
愛 媛	精神及び行動の障害	24.80	新生物	18.37	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.42
高 知	精神及び行動の障害	26.01	新生物	19.89	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.05
福 岡	精神及び行動の障害	28.30	新生物	18.80	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.35
佐 賀	精神及び行動の障害	23.88	新生物	19.28	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.67
長 崎	精神及び行動の障害	26.61	新生物	20.11	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.02
熊 本	精神及び行動の障害	24.50	新生物	18.55	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.31
大 分	精神及び行動の障害	21.35	新生物	18.97	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.01
宮 崎	精神及び行動の障害	22.62	新生物	20.34	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.45
鹿 児 島	精神及び行動の障害	22.42	新生物	18.99	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.18
沖 縄	精神及び行動の障害	28.67	新生物	14.36	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.59

表10 都道府県別 資格喪失者の件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全国	精神及び行動の障害	50.80	新生物	12.69	循環器系の疾患	10.83
北海道	精神及び行動の障害	45.60	新生物	15.05	循環器系の疾患	12.42
青森	精神及び行動の障害	47.42	循環器系の疾患	15.49	新生物	15.02
岩手	精神及び行動の障害	49.73	新生物	18.18	循環器系の疾患	12.30
宮城	精神及び行動の障害	48.22	新生物	14.21	循環器系の疾患	13.45
秋田	精神及び行動の障害	42.86	新生物	20.13	循環器系の疾患	13.64
山形	精神及び行動の障害	42.63	新生物	23.16	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.47
福島	精神及び行動の障害	40.24	新生物	15.68	循環器系の疾患	14.79
茨城	精神及び行動の障害	43.67	新生物	12.67	循環器系の疾患	11.86
栃木	精神及び行動の障害	44.14	新生物	18.92	循環器系の疾患	13.96
群馬	精神及び行動の障害	40.27	新生物	19.47	循環器系の疾患	12.53
埼玉	精神及び行動の障害	50.29	新生物	14.56	循環器系の疾患	10.29
千葉	精神及び行動の障害	51.01	新生物	16.55	循環器系の疾患	12.50
東京	精神及び行動の障害	58.56	新生物	9.79	循環器系の疾患	8.77
神奈川	精神及び行動の障害	51.36	新生物	12.89	循環器系の疾患	10.06
新潟	精神及び行動の障害	52.19	新生物	15.57	循環器系の疾患	9.43
富山	精神及び行動の障害	48.39	循環器系の疾患	13.55	新生物	11.61
石川	精神及び行動の障害	40.82	循環器系の疾患	17.35	新生物	14.80
福井	精神及び行動の障害	45.31	循環器系の疾患	14.06	新生物	13.28
山梨	精神及び行動の障害	46.61	新生物	22.03	循環器系の疾患	10.17
長野	精神及び行動の障害	48.31	循環器系の疾患	11.24	新生物	10.96
岐阜	精神及び行動の障害	43.62	循環器系の疾患	13.78	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.50
静岡	精神及び行動の障害	44.33	循環器系の疾患	16.31	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.12
愛知	精神及び行動の障害	54.71	新生物	10.99	循環器系の疾患	9.94
三重	精神及び行動の障害	47.86	筋骨格系及び結合組織の疾患	15.95	新生物	12.45
滋賀	精神及び行動の障害	53.73	新生物	11.94	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.46
京都	精神及び行動の障害	53.97	新生物	11.61	神経系の疾患	8.35
大阪	精神及び行動の障害	55.96	新生物	10.32	循環器系の疾患	9.64
兵庫	精神及び行動の障害	52.24	循環器系の疾患	10.92	新生物	10.79
奈良	精神及び行動の障害	52.00	新生物	16.57	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.29
和歌山	精神及び行動の障害	45.98	神経系の疾患	14.94	新生物	12.07
鳥取	精神及び行動の障害	50.00	循環器系の疾患	13.33	新生物	12.00
島根	精神及び行動の障害	43.61	新生物	18.80	循環器系の疾患	13.53
岡山	精神及び行動の障害	49.75	新生物	11.44	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.70
広島	精神及び行動の障害	49.35	新生物	15.14	循環器系の疾患	10.47
山口	精神及び行動の障害	43.79	新生物	14.38	循環器系の疾患	12.42
徳島	精神及び行動の障害	45.31	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.84	新生物	11.72
香川	精神及び行動の障害	51.60	新生物	14.36	循環器系の疾患	11.70
愛媛	精神及び行動の障害	53.97	新生物	13.39	循環器系の疾患	8.79
高知	精神及び行動の障害	47.41	新生物	16.30	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.63
福岡	精神及び行動の障害	51.26	新生物	11.58	循環器系の疾患	11.09
佐賀	精神及び行動の障害	54.35	新生物	15.22	循環器系の疾患	9.42
長崎	精神及び行動の障害	48.13	新生物 筋骨格系及び結合組織の疾患	12.86	循環器系の疾患	9.96
熊本	精神及び行動の障害	45.37	新生物	13.43	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.54
大分	精神及び行動の障害	37.44	新生物	12.80	循環器系の疾患	12.32
宮崎	精神及び行動の障害	51.10	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.33	新生物	11.01
鹿児島	精神及び行動の障害	44.35	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.10	循環器系の疾患	12.80
沖縄	精神及び行動の障害	52.68	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.73	循環器系の疾患	10.41